

モバイル市場の公正競争促進 に関する検討会

報告書

平成30年4月

目次

はじめに	1
第1章 ネットワーク提供条件の同等性確保	2
1. 料金・品質（速度）に関する同等性	2
2. 接続料算定の適正性	7
3. 携帯電話番号ポータビリティ（MNP）の円滑化	8
4. 帯域幅の柔軟な変更の可能性	11
5. 音声卸料金の低廉化等	11
6. SIMカード発注等のスケジュール	12
7. HLR/HSS（加入者管理機能）連携機能の提供に係る網改造料	12
8. MNOの迷惑メールフィルタ設定における同等性	13
9. キャリアメールの転送サービス	14
10. テザリングの利用	15
11. 緊急通報時のGPS情報の送信	16
12. 緊急速報（Jアラート等）	17
13. 5G等の新サービスの提供	17
14. 店舗展開等のMNOと関連MVNOとの連携	18
15. MNOからの端末の提供	18
16. 禁止行為適用事業者の拡大	19
17. 050IP電話からの緊急通報	19
18. LINEの年齢認証の実施	20
第2章 中古端末の国内流通促進	21
第3章 利用者の自由なサービス・端末選択の促進	24
1. 利用者契約における利用期間拘束について	24
2. 利用者による利用実態に合わせたサービス選択について	27
3. 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」について	29
4. 広告表示の適正性の確保等	30
参考資料	32

はじめに

本検討会では、モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者利益の向上を図るため、MVNO、中古端末事業者、消費者団体、販売代理店、MNO等からのヒアリング並びにMVNOに対するアンケート調査を実施し、モバイル市場の公正競争促進に関する課題に関して意見を聴取するとともに、それらについて意見交換を行ってきた。

ヒアリング等において指摘された事項について議論した結果、通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、(1) ネットワーク提供条件の同等性確保、(2) 中古端末の国内流通促進及び(3) 利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図るために措置又は更なる検討が必要な事項を取りまとめることができた。

本報告書を基に必要な対応が行われることを関係各方面に要望する。

第1章 ネットワーク提供条件の同等性確保

モバイル市場では、電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業者(MNO)が実質的に3グループに収斂、寡占化している状況にある¹。この市場で有効な競争を創出するためには、ネットワークを持たないMVNOにもネットワークを持つMNOと同様にネットワークへのアクセスを可能とし、互いに利用者に対するサービスの提供条件を競い合うことができるようにすることが重要である。

MNOとMVNOとの競争に加えて、MNOグループ企業としてMVNOが登場している中、そのようなMVNOを含めたMVNO同士の競争条件の同等性についても問題提起がなされている。

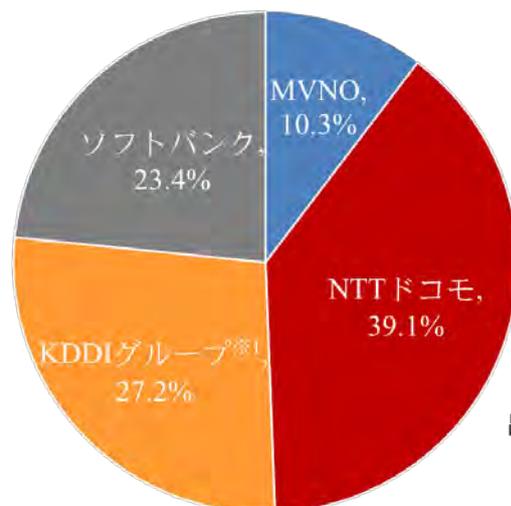
本検討会では、MNO・MVNO、MVNO同士の競争の公正性確保において重要なMNOのネットワークの提供条件について議論を行った。

1. 料金・品質(速度)に関する同等性

(1) 現状

モバイル市場は、電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業者(MNO)が実質的に3グループに収斂している。MNOは、サブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業がMVNOとして低廉なサービスの提供を行っている。

¹ 総務省は、既存の3グループに属さない楽天モバイルネットワーク株式会社について、第4世代移動通信システムに係る特定基地局の開設計画の認定を行った(平成30年(2018)4月9日)。今後、同社は自らネットワークを構築して、携帯電話事業を行う予定。



出典：移動系通信※2の契約数に係る総務省への報告
(平成29年12月末時点)

※1 KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
※2 移動系通信：携帯電話、PHS及びBWA

図1 移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- MNOグループのMVNOやサブブランドのサービスにおいて、他のMVNOのサービスよりも伝送速度が高速であり、ネットワークの利用条件の同等性に関して検証が必要である。(第2回会合：楽天株式会社(以下「楽天」という。)、株式会社ケイ・オプティコム(以下「ケイ・オプティコム」という。)、第3回会合：トーンモバイル株式会社(以下「トーンモバイル」という。)、アンケート)
- MNOグループのサブブランドでは、ネットワーク速度が他のMVNOを大きく上回り、コスト面でMVNOでは基本的に提供不可能な水準になっている。(第2回会合：楽天)
- サブブランドが「いわゆる格安スマホ並みの料金」であるにもかかわらず、それ以外のMVNOとの間で速度差が大きい。サブブランドと同程度の速度を実現するには、1 加入者当たりのデータ利用料は極めて高額となることが見込まれる。(第2回会合：ケイ・オプティコム)
- KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)回線を用いる他のMVNOと比べてUQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」という。)では料金面で遜色がないが通信速度が圧倒的に速い。(第3回会合：トーンモバイル)
- MNOとしてのUQからの卸電気通信役務の提供によりBWAの周波数を仕入れ、auの周波数といわゆるキャリアグリゲーション、束ねることで速度を速くしている。そして、そのサービスについては、公平かつ同条件でUQを含む

MVNOに提供している。(第3回会合:KDDI)

- UQのMVNOサービスでは「いわゆる格安SIM」よりも高い料金プランで収益を確保しながら、快適な通信環境を提供している。(第3回会合:UQ)
- 自社のサブブランドは同一会社内のサービスに過ぎず、コストコントロールなどを工夫して事業展開している。速度等の適切性について、個別サービス単位での検証は基本的に不要と考えるが、評価方法を整理して検討を行うのであれば総務省に情報提供を行うことも、検討の余地がある。(第3回会合:ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。))
- UQが提供するBWAサービスの大半はKDDIがUQの卸電気通信役務の提供を受けて、自社の周波数といわゆるキャリアアグリゲーションで提供を行っているものであり、UQには接続交渉上の優位性は無いことから、第二種指定電気通信設備の指定の必要はない。(第4回会合:UQ)
- MNOとMVNO間の同等性を確保するためには、ソフトバンクにBWAの再卸の義務を課し、Wireless City Planning株式会社(以下「WCP」という。)とソフトバンクの卸電気通信役務の提供条件について、総務省で検証を行うことで適正性を確保することが適当である。(第4回会合:WCP)
- WCPの契約数の大部分はソフトバンクとの連携により獲得したものであり、WCP単独での市場支配力は皆無であること等のため、BWA設備の二種指定化は適当ではない。(第4回会合:WCP)
- 電波利用の連携について、BWA事業者の二種指定化、接続料化を支持する。(アンケート)
- 二種指定化、接続料化することによる値上がりを懸念する。(アンケート)
- グループ内でネットワークを借りている場合には、その料金の適正化や情報開示が必要。(アンケート)

(3) 考え方

- ① データ伝送サービスにおける伝送速度は、MNO のネットワークに係る条件だけではなく、MVNO の設備や端末の諸条件、そのエリアやその時々トラフィックの状況など、ネットワーク内外における様々な要因により変化する。そのような要因に関して、伝送環境をいかに整備するかはサービス提供事業者のサービス提供条件における環境整備に依存する部分があることは事実であるが、そのような努力のみによってコントロールできない MNO のネットワーク提供条件に起因する要因については、公正な競争環境の整備、維持の見地から必要な検証を行い、対応していく必要がある。この見地から、伝送速度に関して重要な事項は、ネットワークにおける帯域幅の確保の条件と MNO によるネットワーク管理方法である。

【帯域幅の確保における条件】

- ② 伝送速度では、MNOのネットワークにおいてどの程度の帯域幅が確保されているかが重要な要因になる。KDDIからもMVNOの伝送速度はMNOとの接続点における帯域幅に大きく依存するとの指摘があった。
- ③ KDDIからは、これに関して、MVNOには、卸電気通信役務を提供しており、届出のあった卸先事業者間で同一金額、接続約款と同じ条件で提供しているとして、つまり、グループ内外を問わず、同条件でMVNOにネットワークを提供しているとの説明があった。ソフトバンクからも、サブブランドを含むソフトバンクとMVNOにおいて、同条件でコスト負担しているとの説明があった。MNO各社の接続約款の規定が準拠ないし適用される限りは、MVNOが確保するネットワークの帯域幅が増えれば、それに応じてMVNO各社の接続料又は卸電気通信役務料金の支払いが増えることになる。
- ④ データ伝送役務の提供に係る契約帯域幅及びその利用者数について、本検討会では、MVNO 10社(これまでヒアリングを行ってきたMVNO、UQを含む。)から情報提供を受けた。その結果を見ると、利用者当たり契約帯域幅(kbps/利用者数)ではUQがこれらMVNOの中で最も大きい値であった。ただ、ケイ・オプティコムが本検討会のヒアリングにおいて見込んだ程の大きな格差があった訳ではない。
- ⑤ この点に関して、KDDIからは、同社がMNOとしてのUQの基地局設備を活用したキャリアアグリゲーションを行っていることについて説明があった。即ち、KDDIでは、MNOとしてのUQの卸役務の提供を受けてBWAの「周波数を仕入れ、」²「auの周波数といわゆるキャリアアグリゲーション、束ねることで速度を速く」しているということであった。そして、そのサービスについては、公平かつ同条件で、UQを含むMVNOに提供していると説明があった。
- ⑥ KDDIが説明したとおりに接続約款に準拠した条件で同社が提供するネットワークを各MVNOが利用しているという前提に立つと、UQでは、他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことでそれに応じた大きな帯域幅を確保していると考えられる。
- ⑦ これに関して、ケイ・オプティコムは、UQのUQ mobile(UQモバイル)やソフトバンクの Y!mobile(ワイモバイル)と主要MVNOとの間で利用者料金の差が 720円²から1,620円であるのに対して速度差が大きいと主張した。これに対し、UQは、料金プラン全体で接続料を回収できる水準であるとし、「月額1,000円を下回るいわゆる格安SIMよりも高い料金設定」をすることで収益を確保して、利用者に快適な通信環境を提供していると説明した。

² 本報告書に記載する金額は全て税抜きのもの。

【料金と費用との関係及び「ミルク補給」についての検証の必要性】

- ⑧ MNOにおいて、その費用に照らして低廉過ぎる料金設定が行われ、あるいはMNOのグループ内のMVNOに対して他のMVNOにはない優遇が行われるときには、MNOのネットワークに依存する他のMVNOとの間で同等の競争が行われないおそれがある。
- ⑨ いわゆるサブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件がその費用等の関係において適正な水準にあるのか、また、グループ内MNOによりネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助(いわゆる「ミルク補給」)があるが故に上記の多額の支払いが可能となっているのかについては、これまで、収入額、費用等のデータが十分に得られておらず、必要な検証が行われていない。
- ⑩ したがって、MNOグループのサービス提供(いわゆるサブブランドやグループのMVNOによるものを含む。)について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO3グループについて検証を行うこととし、そのための会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要である。本検証は、現行制度のもとで可能などころから早急に開始すべきである。

【ネットワーク管理における公平性の確保】

- ⑪ 仮に、MNOがそのネットワークにおいて、例えば、不当にMVNO網からのトラフィックを遅くして自社サービス用のトラフィックを速くするといったような、トラフィックの扱いを不当に差別的に取り扱うとすると、MNO、MVNOにおける伝送速度における競争条件が公正性を損なうことになりかねない。この点に関して、MNO各社からは、自社やグループ企業、その他のMVNOについて、ネットワーク管理上差別を行っていない旨の説明があった。
- ⑫ これについて、今後不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、MNOが、トラフィックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することとし、そのための電気通信事業法施行規則の改正を行う必要がある。

【第二種指定電気通信設備制度の適用の検討】

- ⑬ モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- ⑭ これに関しては、MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保

するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である。

- ⑮ その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル(接続料の設定)を行う等、適用されるルールが過剰なものにならないようにする必要がある。

2. 接続料算定の適正性

(1) 現状

- MVNO が MNO のネットワークを利用する際に支払う接続料は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 34 条第3項第2号の規定により「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を上限とする適正な水準にすることとされている。
- モバイル市場の公正競争の確保に向けて、接続料の適正化は重要であることから、これまで総務省において、数次にわたり、ルールの見直しを行っている。具体的には、原価算定のルールについて、平成 22 年(2010)3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が定められ、平成 28 年(2016)3月には第二種指定電気通信設備接続料規則が制定された(施行は同年5月)。また、利潤の算定を更に厳正化するため、平成 29 年(2017)2月には、同規則の改正等が行われた。
- 同規則により、接続料は、急激な変動があると認められる場合にあっては、接続料の実績年度の値で遡及精算(当年度精算)を行うこととされているが、当年度精算をいかなる場合に実施するかについて、具体的な基準が必要であるとの指摘がある。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 接続料が高い。算定根拠等の情報開示が不十分である。(第2回会合:株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。)、ケイ・オプティコム、アンケート)
- (接続料の水準を考慮すれば)MNO の各種割引サービスが MVNO では実現不可能である。(アンケート)
- 接続料の確定が遅く予見性の観点から不利である。(第2回会合:IIJ、第3回

会合：トーンモバイル、アンケート)

- 接続料の当年度精算を行う場合、その実施基準の明確化を希望する。(第2回会合：IIJ、ケイ・オプティコム、アンケート)
- データ接続料は低廉化傾向である。(第3回会合：株式会社 NTT ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、KDDI、ソフトバンク)
- 当年度精算を行う一定の基準を設定すべきである。(第3回会合：KDDI)
- 当年度精算を義務化する必要はない。(第3回会合：ソフトバンク)

(3) 考え方

- ① 上記のように、これまで、接続料の原価・利潤の算定の厳正化のため、数次のルール見直しが行われてきた。これらを受けて行われた原価算定では、第4世代までに至る携帯電話サービスの原価等に焦点が当てられてきたが、このサービスの提供に用いられる電気通信設備について、MNOの中には、BWAサービスの提供のためにも用いているものがある。接続料算定の適正化の観点から、MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとする必要がある。これについては、総務省からMNOに要請が行われた(「第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについてのKDDI株式会社及びソフトバンク株式会社に対する要請」(平成30年(2018)3月22日))とあり、これに従った運用が行われる必要がある。
- ② また、接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である。これについては、総務省は、接続料の算定根拠の透明性向上のため、MNOに対して、接続料の原価や需要等に関する情報開示を求める省令・告示の改正を、平成29年(2017)9月に行った。この制度の運用状況等について検証を行い、必要に応じた見直しを行っていくことが重要である。
- ③ また、接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省において行うことが必要である。

3. 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

(1) 現状

- 携帯電話の利用者が携帯電話事業者を変更した場合に電話番号はそのまま変更後の電話会社のサービスを利用できる仕組みである電話番号ポータビリティ(Mobile Number Portability(MNP))は、平成16年(2004)5月の

「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」、平成 18 年 (2006) 2月の電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)の改正(同年 11 月施行)により、導入された。

- 上記ガイドラインでは、「利用手続は、一の販売店(代理店を含む)において番号ポータビリティの利用の申請から手続までが全て完了できる可能性、(略)も含め、利用したい者にとって簡便で利用しやすいものであるよう、携帯電話利用者の意見も取り入れつつ検討を行うこと」を関係事業者に求めている。
- これに対して、事業者においては、現状の手続として、移転元事業者から利用者に解約時の必要事項の説明を行うために、移転する利用者が電話等により移転元事業者から予約番号を取得する手続が取られている。
- 利用者が移転元事業者から予約番号を取得する手続については、携帯電話事業者各社からの、MNP の実現に向けた取組状況の総務省への報告(平成 16 年(2004)～平成 18 年(2006))において、MNP を使った事業者間移転に際して移転元事業者からの強引な引き止めが行われる可能性について指摘があり、携帯電話事業者各社は、電話だけでなく Web においても利用者が予約番号を取得できることとした。
- しかしながら、現状においては、次表のとおり、利用者が移転元事業者から予約番号を取得する際に、一部事業者では Web(PC・スマートフォン)による予約番号の受付を行っていない。

表1 携帯電話各社の各窓口における予約番号払出しの対応状況

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
キャリアショップ	○	○	○
電話	○	○ (専用窓口)	○ (専用窓口)
Web(PC・スマートフォン)	○	×	×
Web(フィーチャーフォン)	○	○	○

- 移転元事業者では、予約番号の受付に際して、利用者に対し、期間拘束契約の解約金や保有しているポイントの失効等に関する情報提供を行っている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄

せられた。

- MNP 時に移転元事業者が特典の提示や自社低料金プランへの勧誘等により引き止めを行う例があり、改善が必要である。（第3回会合：トーンモバイル）

(3) 考え方

- ① MNPの手続において、移転元事業者との対面や電話での接触手続が必須化されていると、移転元事業者がその手続を利用して強引に利用者の引き止めを行い、その結果、円滑なMNPの実現が阻害される可能性がある。このような事態は、手続をウェブにより可能とし、利用者が望まない移転元事業者との対面・電話による接触を回避できるようにすることにより、避けることができるようになる。
- ② したがって、総務省でMNPのガイドライン等の見直しを行い、移転元事業者による引き止め機会のない事業者間移転を可能とするべきである。そのため、移転元事業者でのウェブによるMNP手続を可能とすることが有効と考えられる。
- ③ また、強引な引き止めについて、実態把握を総務省で実施し、不適正なものがある場合には、その適正化を事業者に働きかけることが必要である。

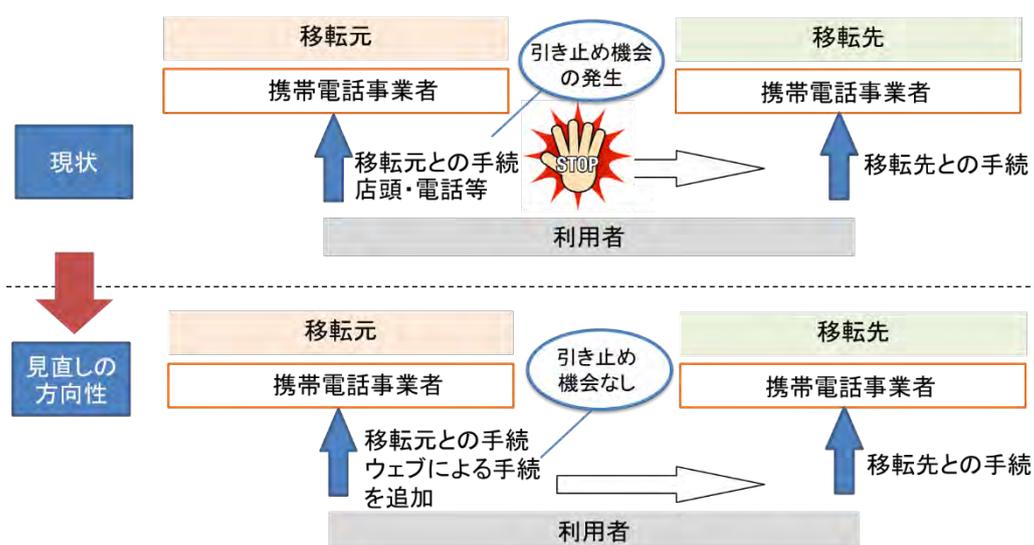


図2 MNP 手続の見直しの方向性

- ④ なお、これに関し、円滑なMNPの実現の上で、コールセンター等での利用者対応も各社で円滑に行われることが重要であり、コールセンターへの電話のつながりやすさについて、総務省で実態把握を行っていく必要がある。

4. 帯域幅の柔軟な変更の可能性

(1) 現状

MVNOが確保する帯域幅の変更は、MNOによって各社が設定する期間ごとに実施されている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 帯域幅変更の工事が高額である。時間帯に応じた柔軟な帯域幅変更を希望する。(アンケート)

(3) 考え方

- ① 帯域幅の柔軟な変更が可能であれば、事業者のサービス提供条件の柔軟な変更が可能となる。他方で、帯域幅の変更には一定の手續や工事が必要であり、それにより費用もかかることになる。
- ② これについては、総務省は、帯域幅変更の工事に係る工数等の実態把握を行い、作業時間の効率化等による帯域幅変更の工事費の低廉化の可能性について検討を行うことが必要である。
- ③ 柔軟な帯域幅変更については、MNOにおいて、システム構築や工事等に伴う追加費用が見込まれるところ、現実的な実現方法や費用負担の方法等を含め、MVNOからの要望がある場合にはその検討課題を抽出しその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。

5. 音声卸料金の低廉化等

(1) 現状

- ① MNO から MVNO へ提供される音声の卸電気通信役務は、現在、小売料金から割引する従量料金による提供されている。
- ② 現在のところ、MVNO と MNO との間の音声役務の提供のための接続は実現していない。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 音声等の卸料金に引き下げ余地があるのではないか。準定額・定額プランの音声卸料金を希望する。(第2回会合:楽天、第3回会合:トーンモバイル、アンケート)
- 設備投資が必要となるため、音声接続による音声サービスの提供が困難である。(アンケート)

(3) 考え方

- ① 音声サービスの公正な競争のためには、MVNO が依存する音声の卸電気通信役務において、適正な料金設定がなされていることが重要である。
- ② 音声卸料金の低廉化等の見直しについて、MVNOから要望がある場合にはその検討課題を抽出してその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。
- ③ MVNOは、MNOとの協議が調わないときは、電気通信事業法第 39 条の規定に基づく総務大臣による裁定等の紛争処理手続を利用することが可能であり、必要に応じその手続の活用も関係事業者において検討することが考えられる。

6. SIM カード発注等のスケジュール

(1) 現状

MVNOがMNOにSIMカードの発注を行う際に、現状、SIMカードの貸与の数か月前に申込みを行うことを求められる場合があり、この期間短縮が望まれている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- SIM カード発注等に係るスケジュールの見直しを希望する。(アンケート)

(3) 考え方

MVNOのサービスの円滑な提供のため、MVNOがMNOからSIMカードの貸与を受けてサービス提供を行う場合、SIMカードの早期の確保が重要であり、SIMカードの提供等に係る標準的な期間について、実態把握を総務省で実施することが必要である。

7. HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の提供に係る網改造料

(1) 現状

総務省は、MVNOが加入者管理機能を自ら設置することについて、MVNOとMNO間の協議が促進されるべきものとしている。

IIJが、加入者管理機能を設置しNTTドコモのネットワークと連携させることについて、平成 28 年(2016)にNTTドコモとの間で合意し、平成 30 年(2018)3月にサービス提供を開始している。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- HLR/HSS 連携機能の提供に係る網改造料の金額に係る情報が十分でない。(アンケート)

(3) 考え方

- ① MVNOのサービスに自由度を確保する上で、HLR/HSS連携機能の実現は有用であり、実際に一部のMVNOについてこれが行われている。ただ、その際の費用負担が過大になる場合にはその有用性も十分に発揮されないことになる。
- ② そこで、HLR/HSS連携機能の提供に際してMVNOが負担する金額の根拠や適正性について、MVNOへの十分な説明をMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。

8. MNOの迷惑メールフィルタ設定における同等性

(1) 現状

MNOは、迷惑メールから利用者を保護することを目的とし、メール受信においてフィルタリングサービスを提供している。現状、フィルタリングにおいて、MNO各社とUQの利用者からのメールのみを受信するような設定がなされている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- MNOのメールフィルタリングに掛からないキャリアメール相当のサービスの実現を希望する。(第3回会合:トーンモバイル、アンケート)
- MNO のメールのフィルタリングに掛からないサービスの実現のためには、MVNO が講じている迷惑メール対策の内容・運用体制等が MNO と同等のレベルにあることが必要。(第4回会合:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

(3) 考え方

迷惑メールを回避するためのフィルタ設定は、利用者保護の見地から重要であるが、その設定が恣意的に行われることで迷惑メール回避の目的を超えて競争条件の公平性を損なうような運用がなされることがあってはならない。

これについて、MNO側では一定のセキュリティ確保の要請によりフィルタリング設定を行っているということなのであるから、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われないことを希望するMVNOに対して必要となるセキュリティ確保に関する基準をMNOから提示するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。

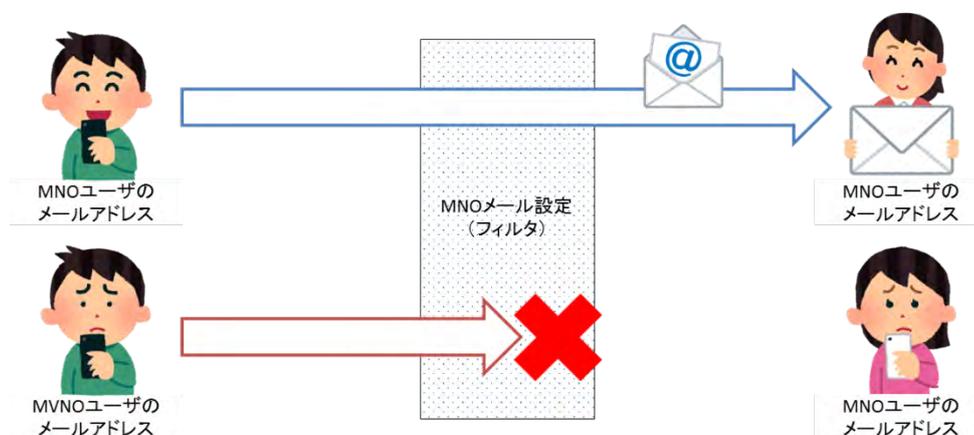


図3 現状のMNOの迷惑メールフィルタ設定による影響

9. キャリアメールの転送サービス

(1) 現状

MNOの利用者がその契約を解除して他の事業者に移転する場合、MNOのメールサービス(キャリアメール)の利用もその時点で停止し、当該サービスにおいて提供されるアドレス宛のメールは、受信されないようになる。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- キャリアメールの転送サービスの提供を希望する。(第3回会合:トーンモバイル)

(3) 考え方

キャリアメールが移転先事業者に転送されるサービスが実現すると、MNOから事業者を変更する利用者の利便が向上し、事業者間移転のスイッチングコストが下がると期待される。

他方、MNOにおいて利用者が移転した後も元利用者のデータ管理が必要になるため、その方法や費用負担の方法等の検討が必要と見込まれる。MNOにおいては、MVNOからの要望がある場合には、その検討課題を抽出してその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。

10. テザリングの利用

(1) 現状

MVNOの利用者が、KDDI又はソフトバンクのネットワークを利用する場合、テザリング*が利用できない場合がある。

※ テザリング:携帯電話を経由して、PC等でインターネット接続を行うこと。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- テザリングが一部の端末で利用できない。(アンケート)

(3) 考え方

- ① MVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは、MVNOとMNOの間、MVNO間で同等の条件で競争ができない状態を放置することになる。これについては、ソフトバンクのネットワークでは表2のとおりテザリングの実現が図られた。ソフトバンクのテザリングの実現以降のMNO各社のテザリングの状況は、表3のとおりである。

表2 ソフトバンクのテザリング実現時期等

iPhone、iPad端末	・平成30年(2018)4月9日 全てのMVNO利用者でテザリングが可能となった。
Android端末	・平成30年(2018)春夏モデル以降ソフトバンクが販売する端末はテザリングが可能

表3 ソフトバンクのテザリング実現以降の状況

主な端末	NTTドコモ、 KDDI、ソフト バンク	KDDIのMVNO		NTTドコモ、ソ フトバンクの MVNO
		UQ (UQ mobile)	UQ以外 ^{※1}	
iPhone 6/6 Plus iPhone 6s/6s Plus iPhone SE	○	○	×	○
iPhone 7/7 Plus iPhone 8/8 Plus iPhone X	○	×	×	○
Android端末 (テザリング機能搭載)	○	○	○	○ ^{※2}

※1 ビッグロブ株式会社においては、iPhone 6S/6S Plus/SEが利用可能。

※2 NTTドコモの販売端末は、主に平成28年(2016)夏モデル以降、ソフトバンクの販売端末は、平成30年(2018)春夏モデル以降の端末に限る。

- ② KDDIにおいても、テザリングの実現に向けた対応が行われている旨説明があったが、同社においてこの早期実現を図り、また、テザリングの実現時期をMVNOに提示する必要がある。これについて、総務省においてKDDIに要請することが必要である。
- ③ テザリング未対応の既発売端末への対応については、MVNOからの要望の有無を総務省が確認することが適当である。

11. 緊急通報時のGPS情報の送信

(1) 現状

MVNOの利用者が使用する端末の一部において緊急通報時にGPS情報が送信されないことがある。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 一部端末において緊急通報時にGPS情報が送信されないことがある。(アンケート)

(3) 考え方

緊急通報先の緊急通報者への対応が迅速に行われる上で、緊急通報者のGPS情報が緊急通報先に伝達されることは重要である。これがMVNOの利用者が使用する端末の一部において実現されないことがある要因について、まだ分析が十分行

われていない実情にあるため、MVNOの利用者が使用する端末の一部において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案について要因の究明等、必要な協力を行うよう総務省からMNOに要請することが必要である。

12. 緊急速報(Jアラート等)

(1) 現状

SIMフリーのAndroid端末の一部において、緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(Jアラート等)が受信できないことがある*。

※ iPhoneも機種によって、緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(Jアラート等)が受信できないことがある。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 一部端末において緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(Jアラート等)が受信できないことがある。(アンケート)

(3) 考え方

災害時等における被災者や関係者の対応を支援する上で、緊急速報情報が確実に早期に受信されるようにすることは重要である。これに関して、緊急速報について、電気通信事業者協会(TCA)が平成29年12月にAndroid端末の共通受信仕様を策定したところであり、その運用状況を注視していく必要がある。

13. 5G等の新サービスの提供

(1) 現状

5Gのサービス提供が平成32年に開始されるほか、今後も新技術を用いるサービス提供が見込まれている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 5G等新技術によるサービスが提供される際には、対応したサービスの実現を希望する。(第3回会合:トーンモバイル、アンケート)

(3) 考え方

5G 関係機能の提供について、MVNO から MNO に要望がある場合には、円滑な協議がなされる必要があり、総務省においてもその状況を注視することが必要である。

14. 店舗展開等のMNOと関連MVNOとの連携

(1) 現状

MNOとMNOグループのMVNOにおいて、店舗展開や販売における連携が行われている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 店舗展開や販売促進面において、MNO と関連 MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われている。(第2回会合:IIJ、楽天、アンケート)

(3) 考え方

関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOからは、他のMVNOに対しても、販売連携について協議に応じるとの説明があったところ、協議状況を注視することが必要である。

また、これに関しては、第1章 1. で触れたグループ内の金銭的補助(いわゆる「ミルク補給」)についての検証により対処していくことが適当と考えられる。

15. MNOからの端末の提供

(1) 現状

MNOからiPhoneの提供が同グループのMVNOに対して行われている事例がある。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- MNO からの iPhone 提供が関連 MVNO でない MVNO では実現できていない。(アンケート)

(3) 考え方

端末の提供がグループ内事業者間で行われること自体が即ち不当な競争を引き起こすことになるとは言えないが、これに関連して競争阻害的な実態がないか、関連MVNOでないMVNOが、MNOに端末の提供を求める協議の状況等について、実態把握を総務省で行うことが必要である。

16. 禁止行為適用事業者の拡大

(1) 現状

電気通信事業法第30条第1項に定める禁止行為等の規制対象として、NTTドコモが指定されている。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- NTTドコモ以外の大手携帯電話事業者についても電気通信事業法第30条に定める禁止行為等の対象とすべきである。(第2回会合:IIJ)
- 禁止行為規制適用事業者の拡大は適当ではない。(第3回会合:KDDI、ソフトバンク)

(3) 考え方

グループ内取引における適正性について、ネットワークの利用の同等性に関する検証を通じて検証することが適当と考えられる。

17. 050IP電話からの緊急通報

(1) 現状

一部のMVNOにおいて、050IP電話サービスを提供しているMVNEからサービス提供を受け、サービス提供が行われている。当該050IP電話からは、緊急通報(110,118,119)ができないため、これを可能として欲しいとの要望がある。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- 050IP電話からの緊急通報の実現を希望する。(第3回:トーンモバイル)

(3) 考え方

緊急通報に必要な位置情報の伝送が 050IP電話では未実施の状況にある。位置情報の伝送の実施方法、コスト等について、050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの間の協議が行われる場合には、状況を注視することが必要である。

18. LINEの年齢認証の実施

(1) 現状

LINEでは、利用者情報と連携した年齢認証を実施しているが、これに関する機能提供が、MVNOに対しては実施されていないため、MVNOでは年齢認証を利用した機能が利用できない。

(2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- LINE は MNO の利用者情報と連携した年齢認証を実施しているが、MVNO との間では実施していない。当該年齢認証の実施を希望する。(アンケート)

(3) 考え方

年齢認証に関する機能提供が実現しない要因について、まずは、実態把握を総務省で実施することが必要である。